平成２７年（フ）第１０３号
和歌山県橋本市野540番の内２号地
債務者　板橋　一典
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０４号
和歌山市栄谷412番地
債務者　富岡　結花
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０号
和歌山市吉田305番地の３　グレース吉田302
債務者　岡　　順司
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９号
和歌山市内原692番地の３
債務者　関谷　孝子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２０号
和歌山県紀の川市花野494番地
債務者　松尾八重子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２号
和歌山市東小二里町１番41号　ガーデンハイツ小二里202
債務者　藤原こと　井上　真理
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６号
広島県三次市三次町1640番地
債務者　山口　治次
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第５７号
岡山県倉敷市玉島八島2092番地　ピーチハイツ202号室
債務者　藤井　晃頼
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
高知県長岡郡本山町本山76番地１　日の出ハイツ101号
債務者　大久保　正
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９６号
高知県長岡郡本山町本山76番地１　日の出ハイツ101号
債務者　大久保友江
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０４６号
大阪市浪速区下寺３丁目16番６－805号
債務者　川畑　弘美（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４３８号
大阪市淀川区三津屋南２丁目８番９号メゾン宝205号、前住所兵庫県姫路市四郷町東阿保1398番地６ベルファミーユⅡ202
債務者　林　明日香（旧姓田路）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５５号
東京都府中市八幡町２丁目３番地の６コンノコーポラス303
債務者　坂井　祐也
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３４８号
東京都清瀬市上清戸１丁目15番３号サニーハウス上清戸105号
債務者　小出　圭二
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６４号
愛知県豊橋市池見町11番地１
債務者　串焼＆鶏料理とりひろこと　鈴木　隆之
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第８３号
愛知県豊川市中条町３丁目34番地　第一寿楽荘104号、従前の住所愛知県豊川市西口町１丁目21番地
債務者　清原　裕貴
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４４４１号
東京都練馬区氷川台４丁目40－15－205
債務者　川尻　大介
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部